

2020-2021年度
インド共和国
予算概要
インドにおけるビジネス機会

INDIAN
Budget
2020-21
Highlights

日本企業の インドにおけるビジネス機会

インド 2020 -2021 国家予算の特徴・キーポイント

インセンティブと租税譲許 / 免税

➤ 外国政府 並びにその他外国投資機関等 政府系ファンド等への 租税譲許・免税

インド政府の優先度が高い産業分野への外国政府系ファンドによる投資インセンティブを図るため、インド国家予算 2020 -2021は、2024年3月31日までインフラや36の 主要な産業分野への投資における 金利・配当・資産益収入で100%の免税を供与することを最低3年間の固定期間と共に提案している。

➤ 政府国債の特別供与 (G-secs)

インド政府は、2020-2021年度上期まで 限度枠を設けることなく、外国ポートフォリオ (外国間接投資) 投資家(FPIs)に 国債 (G-secs) の特別な提供を行う準備を行っている。

➤ 新SEBI FPI規定に沿った 外国ポートフォリオ投資家 (FPIs) に対し 間接移転控除の免除

今年度予算では、外国ポートフォリオ投資家 (FPIs) に対し、間接移転引当の免除をSEBI (Securities and Exchange Board of India インド証券取引委員会) FPI規制に沿った 調整を提案している。またロイヤリティー定義の合理化も提案している。

➤ 対外証券投資

対外証券投資(FPI)の 社債に対する上限は 15%へ引き上げる。

➤ 配当分配税の撤廃と 配当税の従来制度 採用

多くの外国投資家に対し 配当分配税は 原籍を持つ国で資本回収率の減少の要因である。 インド資本市場の魅力を向上し、大規模投資家に 資本益への大きな規制緩和を提供する ため、今回予算では、配当分配税(DDT)を撤廃し 事業家が配当分配税の支払いは求められることなく、従来 of 制度の配当税制度を採用する。配当への課税は 配当受取者側での適用 税率で課税される。

英語文がインド政府の正式な文書です。対訳の和文は ご参考で取り扱い願います。

➤ 外国投資家並びに有資格外国投資家への利払い

予算では、インド企業による社債並びに政府国債に関するFPIおよび適格外国投資家（QFI）への利払いについて、194LD条項に基づき 5%の源泉徴収率を、期間2023年6月30日まで延長することを提案している。

➤ 借入金と発行社債に関する 非居住者への利払い。

より低いコストで外国資金を利用できるようにするために、予算では、借入金および発行 社債に対する非居住者への利子支払いのために、194LC条項に基づいて5%の譲許的源泉 徴収期間の2023年6月30日まで延長することを提案する。

➤ 特定政府国債への投資

政府国債の特定カテゴリーを 非居住者投資家へ開放を行う。

➤ **Investment Clearance Cell**（投資手続き支援セル）の設置

投資家へEnd to Endの投資促進を促進するため Investment Clearance Cellを設置。

➤ 慈善団体・機関への**Unique Registration Number (URN)**による支援

全ての慈善団体・機関へのUnique Registration Number（固有登録番号）発給により、 簡易な税手続き対応。

➤ **IFSC**(インド国際金融センター)に上場する社債では 金利への源泉徴収率を5%から4%へ引き下げる。

IFSC上場の社債へのインセンティブを提供するため、予算ではIFSCに上場する社債では 金利への源泉徴収税率を5%から4%へ引き下げる。

➤ スタートアップへの税優遇

スタートアップへの税優遇を 売上金額限度枠を引き上げ また対象期間の延長を促進し、 スタートアップ事業利益での100%控除を行います。

英語文がインド政府の正式な文書です。対訳の和文は ご参考で取り扱い願います。

貿易特例条項

➤ 国際 金交換 / 為替

金のより良い価格発見を促進するため、グジャラート国際ファイナンス・テクニシティ(GIFT) に 国際金交換 / 為替を設ける。

➤ 自由貿易協定 (FTAs) に基づいた 輸入品 価額評価のためのチェック

インド税関当局は、FTAに基づき 5年間に渡り 輸入品化学評価のための チェックを行う。

➤ 関税法の修正 (原産国要件ルールに見直しを含む)

原産国要件のルールを含めた 関税法の見直しを行う。これは自由貿易協定 (FTAs) の下で 輸入品が現地生産品との競争力を確かなものとするのが目的。

➤ 関税 免税処置の見直し

政府は、2020年9月までに関税免税処置の見直しを行う予定である。この期間はある 程度の期間を持って見直しを進めるため。また関税法とその手続きについても見直しを 行う予定。

英語文がインド政府の正式な文書です。対訳の和文は ご参考で取り扱い願います。

国内メーカーが輸入する原材料および資源の関税引き下げ

➤ 燃料、化学製品、プラスチック品：

- ISO 8217:2017規格、220-400 CST規格の粘度RMG380を満たす極低硫黄燃料油/船用燃料 0.5% (FO) 。10%から非課税へ変更。
- カルサインド（焼成）石油コークス。10%から7.5%へ変更。
- スマートカードの製造に使用される光沢プラスチックシート。10%から5%へ変更。
- コネクタ製造に使用されるポリエステル液晶ポリマー。7.5%から非課税へ変更。

➤ 貴金属：

- 以下の貴金属の製造に使用されるプラチナまたはパラジウム：(1)コロイド状貴金属、貴金属の無機・有機化合物、貴金属アマルガム；(2)活性物質としての貴金属触媒または貴金属化合物。12.5%から7.5%へ変更。
- 貴金属を含む使用済触媒または灰（一定の条件に準ずる）。12.5%から11.85%へ変更。

➤ 機械および電子機器：

- マイクロホンの製造に使用されるマイクロホンの各パーツ：(1)マイクロホン用カートリッジ；(2)マイクロホン用ホルダー；(3)マイクロホン用グリル；(4)マイクロホンボディ。10%から非課税へ変更。
- マイクロヒューズおよびサブミニチュアヒューズの製造に使用されるマイクロヒューズベース、サブミニチュアヒューズベース、マイクロヒューズカバー、サブミニチュアヒューズ カバー。7.5%から非課税へ変更。

- **スポーツ用品：**クリケット用バットは、前年度に輸出されたスポーツ用品のFOB価格の3%を上限とする免税輸入許可品目リストに記載。現行適用率から非課税へ変更。

- **新聞用紙：**(1)新聞用紙（インド新聞登記官に登録されている輸入者により輸入された場合）；(2)新聞の印刷に使用される非塗工紙（インド新聞登記官に登録されている輸入者により輸入された場合）；(3)雑誌の印刷に使用される微塗工紙（実際の使用者条件に準ずる）。10%から5%へ変更

メイク・イン・インディアの奨励

貿易特例条項

不要かつ旧式で実用性を失った事項を除外するため関税免除の見直しを行った。その結果、該当する通達の適切な修正および撤回により、80の免除事項が取り下げられた。見直しにより免除の廃止が適用された物品のうち、特に免除・譲許的レートが廃止されたものは以下のとおり：

- **農産物・動物性食品**：マグロの餌、脱脂乳および特定乳製品、テンサイ種、粗糖、特定アルコール飲料、ホエイおよび分離大豆タンパク質、大豆繊維等。
- **金属製品**：(1) 鉛の棒、鉛ロッド、鉛ワイヤー；(2) 亜鉛チューブ、亜鉛パイプ；(3) 錫プレート、錫シート、錫帯。
- **機械**：特定の発電プロジェクト、特定の都市高速鉄道網プロジェクト、その他の特定の目的等、特定のプロジェクトで使用する目的で輸入する機械；道路の建設に必要な特定の物品。
- **電子用品**：特定の電子用品の製造に使用される銅および品目；プリンター、CDライター、MP3・MP4・MPEG 4プレーヤー、録音済みカセット、オーディオカセット、カラーテレビブラウン管等の製造用部品。
- **その他**：(1) ピーナッツバター、保存用ジャガイモ；(2) インスタントフィルム、露光映画用フィルム；(3) 一部の不要かつ旧式の関税免除を取り下げるとともに、整合性のために一部の免除項目を再構成した。

以下の**物品**に対する関税の引き上げ

- **家庭用品および器具**：磁器・陶磁器・セラミック・粘土・鉄・スチール・銅・アルミニウムを素材とした食卓用器具および調理用器具、ガラス製品、南京錠、ほうき、ふるい、櫛、保温ポット等。10%から20%へ変更。
- **電気器具**：扇風機、調理ブレンダー/ミキサー、シェーバーおよび脱毛器具、給湯器、ヘア/ハンドドライヤー、オーブン、電気調理器具、トースター、コーヒー/ティーメーカー、電子防虫機、ヒーター、アイロン、等。10%から20%へ変更。

英語文がインド政府の正式な文書です。対訳の和文は ご参考で取り扱い願います。

<p>➤ 履物類：(1)履物。25%から35%へ変更；(2)履物の部品。15%から20%へ変更。</p>
<p>➤ 家具製品：椅子、マットレスを含むベッド、ランプ、照明、照明看板、その他の家具。20%から25%へ変更。</p>
<p>➤ 文具：卑金属（汎用金属）を素材とする書類整理棚、用紙トレイ、バインダー、クリップ、ホッチキスの針、表札プレート、ネームプレート、番号、ロゴ等。10%から20%へ変更。</p>
<p>➤ 玩具：三輪車、キックスクーター、スケールモデル、人形等。20%から60%へ変更。</p>
<p>➤ 機械：(1)高電圧送電プロジェクトで使用される特定の物品。5%から7.5%へ変更。；(2)鉄道車輛用扇風機。7.5%から10%へ変更。；(3)冷蔵庫およびエアコンディショナーのコンプレッサー。10%から12.5%へ変更。；(4)業務用冷凍庫。7.5%から15%へ変更。；(5)溶接機・プラズマ切断機。7.5%から10%へ変更。；(6)ロータリー耕耘機・除草機。2.5%から7.5%へ変更。</p>
<p>➤ その他の物品：(1)ガラスビーズ；(2)造花；(3)ベル、銅鑼、小像、トロフィー、卑金属を素材とする小像、装飾品、写真用フレーム、鏡等。10%から20%へ変更。</p>
<p>段階的生産プログラムに基づく電気自動車に対する関税の変更</p>
<p>➤ バス およびトラックの完成車（2020年4月1日発効）。25%から40%へ変更。</p>
<p>➤ バス、トラック、二輪車のセミ・ノックダウン（SKD）車（2020年4月1日発効）。15%から25%へ変更。</p>
<p>➤ 乗用自動車および三輪車のセミ・ノックダウン（SKD）車（2020年4月1日発効）。15%から30%へ変更。</p>
<p>➤ 乗用自動車、三輪車、二輪車、バス、トラックのコンプリート・ノックダウン（CKD）車（2020年4月1日発効）。10%から15%へ変更。</p>

英語文がインド政府の正式な文書です。対訳の和文は ご参考で取り扱い願います。

段階的生産プログラム(Phased Manufacturing Programme)に基づいた、携帯電話の部品等に対する関税率の引き上げ

- 携帯電話のプリント回路基板(PCBA)に対しては10%から20%へ変更。(2020年4月1日から適用。)
- 携帯電話のバイブレーターやラウドリングースピーカーに対しては非課税から10%へ変更。(同じく2020年4月1日から適用)
- ディ스플레이パネルまたはフロントパネル組立てに対しては非課税から10%へ変更。(同じく2020年10月1日から適用。)

メイク・イン・インディア促進を目的に、エレクトロニクス分野に対する関税率の引き上げ

- 単相ACモーターやステッパーモーター、ワイパーモーター等に対して7.5%から10%へ変更。
- 特定の充電器や充電アダプターに対しては現行適用率から20%へ変更。
- 携帯電話で使用される指紋リーダーに対しては非課税から15%へ変更。
- イヤホンやヘッドホンに対しては現行適用率から15%へ変更。

その他製品に対する関税率の変更

- **食品加工品**：殻付きくるみに対しては30%から100%へ変更。
- **化学製品またはプラスチック製品**：
 - コロイド状貴金属、貴金属有機化合物または無機化合物、貴金属アマルガムに対しては7.5%から10%へ変更。
 - ブチルアクリレートに対しては5%から7.5%に変更。
 - 鋳型加工や中子用のその他調合粘結剤、また化学産業、化学関連産業用途での調合剤に対しては10%から17.5%へ変更。

英語文がインド政府の正式な文書です。対訳の和文は ご参考で取り扱い願います。

➤ 自動車、自動車関連部品：

- 触媒コンバーターに対しては10%から15%に変更。
- 触媒コンバーターの製造、部品として使用される貴金属（酸化しにくい性質を持つもの）溶解物や化成物に対しては5%から10%へ変更。
- 触媒コンバーターの製造、部品として使用される白金やパラジウムに対しては5%から 現行適用率へ変更。
- 触媒コンバーターの製造に使用される部品や特定の資源に対しては5%から7.5%へ変更。
- 商用完成車（電気自動車は除く）に対しては30%から40%へ変更。（2020年4月1日から適用。）

➤ 特定の医療機器に対する健康目的税の導入

健康目的税として医療機器の輸入に対して5%が課税される提案となっており、この健康目的税は関税対象となる。健康目的税は基本関税が免除された物品に対してや、また医療機器の製造に使用される部品や資源に対しても適用されない。健康目的税で得た税収は医療インフラやサービスの予算として使用される。

英語文がインド政府の正式な文書です。対訳の和文は ご参考で取り扱い願います。